社会福祉法人こだま会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こだま会の役員及び評議員等の報酬 について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 本規程でいう評議員等とは評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬の限度額は、次のとおりとし、役員の職務内容及び年齢、経験、能力、技能を勘案して決定する。

区分	報酬の限度額
理事長	月額 400,000円

(支給方法)

第4条 役員報酬は、その月分を職員の給与の支給日に支給する。

(理事会及び評議員会の出席等)

- 第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う ことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、 第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
 - 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
 - 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員等が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
 - 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査

等への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1により報酬を支払うことができる。

5 役員及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会のために出席した場合は別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、職員の旅費規程 に準ずるものとする。
 - 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 - 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に 概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(職員兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程を適用しない。

(改正)

- 第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経てから改正する。
- 附則1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

ただし、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任については、この規程の例による。

別表1

名称	報酬 (日額)
理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
指導監査等への立会及び運営状況の指導また は監事監査の業務	5,000円
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
その他法人及び施設の運営のための業務	5,000円